

案

大阪市立障害児入所施設条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市立障害児入所施設条例施行規則（平成17年大阪市規則第150号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
[削る]	（障害児等） <u>第2条</u> 条例第2条第2号の市規則で定める障害児等は、次に掲げる者とする。 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第1項の規定により介護給付費等の支給の決定（以下「支給決定」という。）を受けた者（18歳に達する日において条例第5条第1号に該当する者であって、18歳に達する日の翌日において支給決定を受けた者又は支給決定を受けた日の前日において児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の24第1項の規定に基づき法第50条第6号の3に規定する障害児入所給付費等（法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費に限る。）の支給を受けていた入所者（法第24条の24第1項に規定する入所者をいう。）に限る。）

(利用料金) <u>第2条</u> 条例第9条第3項第1号及び第2号の市規則で定める額は、次に掲げるとおりとする。 [(1) 略] (2) 居住に要する費用 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 条例第5条第1号又は第2号に掲げる者 1日につき<u>426円</u> イ 条例第5条第4号に掲げる者 1日につき<u>525円</u> [2 略] (利用料金の納付時期) <u>第3条</u> [略] (費用の納期) <u>第4条</u> 学園への入所の措置に係る<u>児童福祉法</u>(昭和22年法律第164号)第56条第2項、<u>身体障害者福祉法</u>(昭和24年法律第283号)	(2) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)附則第35条第1号の規定の適用を受ける者 (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項又は第2項の規定による措置に係る者 (4) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4又は第16条第1項第2号の規定による措置に係る者 (利用料金) <u>第3条</u> [同左] [(1) 同左] (2) [同左] ア 条例第5条第1号、第2号、第4号又は第5号に掲げる者 1日につき<u>377円</u> イ 条例第5条第6号に掲げる者 1日につき<u>495円</u> [2 同左] (利用料金の納付時期) <u>第4条</u> [同左] (費用の納期) <u>第5条</u> 学園への入所の措置に係る<u>法</u>第56条第2項、<u>身体障害者福祉法</u>第38条第1項又は<u>知的障害者福祉法</u>第27条の規定により徴
--	---

第38条第1項又は<u>知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）</u>第27条の規定により徴収する費用の各月分の納期限は、翌月の末日（その日が12月31日であるときは、翌年の1月4日）とする。 [2 略] <u>第5条～第9条</u> [略]	収する費用の各月分の納期限は、翌月の末日（その日が12月31日であるときは、翌年の1月4日）とする。 [2 同左] <u>第6条～第10条</u> [同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。